

# AA車両取引規約

## 第1章 総則

### 第1条 (定義)

1. AA車両取引は、TC - web  $\Sigma$ 会員（以下「会員」といいます）が提携会場の出品車両を株式会社シグマネットワークス（以下「 $\Sigma$ 」）を介して取引することができるサービスをいいます。
2. AA車両取引は、直接落札または代行落札による方法があります。

### 第2条 (規約)

1. 会員はAA車両取引規約及び提携会場の定める規約を遵守しなければなりません。
2. AA車両取引規約に記載のない事項については、TC - web  $\Sigma$ 規約を適用します。

## 第2章 直接落札

### 第3条 (直接落札)

1. 直接落札については、会員が直接提携会場と中古車オークション取引を行ったものとして処理します。
2. 直接落札に関する請求書・計算書等の授受、車両代金等の決済、名義変更手続のために必要な書類の授受、クレーム裁定等については、提携会場の定める規約等に従い会員と提携会場との間で処理します。

## 第3章 代行落札

### 第4条 (代行落札)

1. 代行落札については、会員が未入会会場の中古車オークション取引を、 $\Sigma$ を通じて行うものとします。
2. 代行落札に関する取引計算書等の授受（TC - web  $\Sigma$ 上で行います）、車両代金等の決済、名義変更手続のために必要な書類の授受、クレーム裁定等その他代行落札に伴う処理については、すべて $\Sigma$ を通じて行うものとします。
3. 代行落札の車両の引取りについては、会員は当社の会員であることを明示した上、提携会場から直接引渡しを受けるものとします。但し、当社が別途定める場合はこの限りではありません。
4. 取引条件により代行落札の車両の搬出が制限されている場合には、債務を完済したときに車両を搬出することができるものとします。但し、車両代金等を成約した車両で補完している場合、当該成約車両の譲渡書類等が $\Sigma$ に不備なく提出され、且つ車両代金等の残額の着金確認後に車両を搬出することができるものとします。

## 第5条（売買契約の任意解除）

代行落札に関する売買契約の任意解除申請は、その売買が行われた提携会場の規約に準じてΣへ申し出ることとし、同規約に定める時間内において当該提携会場が申請を受領し、かつ、処理された時点で売買契約解除となります。なお、この場合に会員は提携会場が定める解約金、契約解除手数料及びΣの事務手数料1万円（税別）を支払わなければなりません。

## 第6条（代金決済）

1. 代行落札についての車両代金等は、Σが発行する取引計算書等の発行日を含む5日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）にΣ指定の金融機関口座へ振り込むものとし、Σへの着金をもって決済とします。
2. AA車両取引の落札車両代金とストックワンプライス掲載車両の成約代金が相殺になった場合、当該成約車両の譲渡書類等が不備なく提出され、Σにおいて処理されたときをもって決済とします。
3. 会員は落札車両に対するクレームが存在する場合でも、その解決にはかかわりなく期限内に車両代金等を支払うものとし、
4. 手形・小切手での支払いは一切認められません。
5. 振込手数料は支払側の負担とします。

## 第7条（書類規定）

1. 代行落札車両の名義変更手続のために必要な関係書類（以下「譲渡書類」といいます）の会員に対する発送は、Σに対する債務を完済し、且つ成約車両がある場合は当該成約車両の譲渡書類等がΣに不備なく提出された後、Σを介して行います。
2. 会員は受領した譲渡書類及び付属物品等を確認する義務を負い、不備があった場合には代行落札を行った提携会場の定める期限内にΣにその旨を申告しなければならないものとし、
3. 会員は譲渡書類の受領後、提携会場の定める期日までに名義変更等の手続を完了した上、これを証する書類の写しを手続日含め3日以内にΣに提出するものとし、この提出が遅れた場合には名義変更の遅延に関するペナルティの対象となります。
4. 会員は譲渡書類を紛失または失効させた場合、Σを通じて再交付・差し替えを依頼するものとし、この場合、提携会場の定める差し替えペナルティを支払わなければなりません。
5. 会員が譲渡書類の再交付・差替えを名義人等に直接依頼した事実が判明した場合、取引制限（TC - w e b Σ規約第22条第3項）を行うとともに、ペナルティを徴収します。
6. その他の書類規定については、提携会場の規約等に準じて判断します。

## 第8条（自動車税相当額の処理）

1. 会員は落札車両について車検満了日までの期間が残存しているものについては、提携会場の規約に準じ自動車税相当額または軽自動車保証金をΣに預け入れなければならないものとし、但し、提携会場において自動車税相当額及び軽自動車保証金の定めがない場合は、Σが別途定める金額を預け入れるものとし、
2. 自動車税相当額または軽自動車保証金の精算方法は提携会場の規約に準じて行うものとし、毎月20日（金融機関休業日である場合は前営業日）に精算します。なお、第1項但し書の場合、名義変更完了を証する書類が提携会場で受理された後に行います。

## 第9条（クレーム）

1. 代行落札についてのクレーム等は、会員はΣに対し申立てを行うものとし、
2. 会員からクレームの申立てがあった場合、Σは速やかに提携会場にその旨を申し立てるものとし、会員はΣまたは提携会場の規約等及びその裁定に従うものとし、
3. クレーム申立期限は提携会場が定めるクレーム申立期限の1時間前までとします。

## 第10条（車両の搬出）

1. 代行落札における搬出は、Σから発行される搬出券申請書を該当提携会場へ持ち込んで行うものとし、なお、搬出券申請書は会員登録先に送信します。
2. 搬出は提携会場の定める期限内に行うものとし、輸送費は会員の負担とします。
3. 会員またはその代行者は、搬出時に車両状態確認を行わなければならないものとし、また、車両不具合等があった場合、その時点で当該会場への申告を行わなければならないものとし、なお、搬出後の事故・損傷及び盗難等に関してΣは一切の責任を負いません。
4. 搬出期限を過ぎての残留または放置車両はΣの裁定により強制処置を行います。その費用は会員が負担するものとし、会員は予めこれを承諾するものとし、
5. その他、搬出・輸送規定は提携会場の規約に準ずるものとし、

## 第11条（ペナルティ及び諸費用の請求）

キャンセル・書類関係・クレーム等に伴うペナルティは、提携会場の規約等に準じて処理します。また、その他費用が発生した場合にはΣより別途請求します。

## 第4章 その他

### 第12条（不在申込）

1. 会員は不在申込をするに先立ち、提携会場が定めるシステム及び出品車両に関する情報を十分に把握しなければならないものとし、
2. 不在申込の受付はΣが定める制限時間内に限ります。
3. 不在申込の受付が締め切られた後は、申込み、変更または取消しはできません。

4. 不在申込の結果、同額の最高額入札者が複数生じた場合は、申込時期の早い方が優先されます。

### **第13条（不在申込の無効）**

次に定める事由のいずれかに該当した場合、不在申込は申込の時点に遡って無効となります。

- (1) 不在申込の対象である出品車両について訂正が入った場合。但し、提携会場の判断により取消しとならない場合を除く。
- (2) 出品店または提携会場の都合により強制流しとなった場合。
- (3) 不在申込のグループ化に伴う自動取消及び同時セリが実施された場合。
- (4) 取引限度額を超過した場合。
- (5) 取引制限中（落札禁止等）の場合。

### **第14条（ワンプライス落札）**

1. 代行落札において、落札車両代金等は落札日の取引計算書に計上します。但し、17時以降に売買が成立した車両に関しては翌営業日の取引計算書に計上します。
2. 落札店都合キャンセル受付において、搬出後のキャンセルは一切認められません。
3. クレーム受付期間は提携会場の規約に準ずる期間とします。
4. 名義変更期限は落札日ではなくオークション開催日基準となります。（月繰越の場合）自動車税相当額の処理も同様とします。

### **第15条（売買契約の成立）**

Σは提携会場において落札が確定した時点で、出品店と落札店との間で売買契約が成立したものとみなして取り扱います。

### **第16条（事務局による出品の取消し）**

事務局が出品店の本規約への違反を認める場合、事務局は、出品店による出品を取り消すことができるものとします。事務局が出品を取り消した場合でも、既に支払われた出品手数料は、返還しません。また、Σは、当該取消しにより生じた損害又は不利益について、一切の責任を負いません。

### **第17条（事務局による売買契約の解除）**

事務局が落札店の本規約への違反を認める場合、事務局は、出品店又は落札店に事前に通知することなく、直ちに、落札車の売買契約その他業務提携先の仲介によって成立した車両の売買契約を解除することができるものとします。Σは、当該解除により出品店又は落札店に生じた損害又は不利益について、一切の責任を負いません。

## **第5章 附則**

### **第18条（施行）**

平成26年8月18日より施行。

平成30年7月1日より改定、施行。

令和5年1月1日より改定、施行。